Ⅱ　本県の障害のある人の状況

１　障害のある人の手帳の所持等の状況

（１）身体障害のある人

県内で身体障害者手帳を持つ人は、平成 28 年度末現在で 177,918 人です。平成 23 年度末の 168,325 人と比べると、この 5 年間で 9,593 人、割合にして 5.7％増加しています。

障害部位別に見ると、「肢体不自由」が全体の 52.5％を占めていてもっとも多く、次いで「内部障害」が 32.9％、「聴覚・平衡機能障害」7．1％、「視覚障害」6．1％、「音声・言語・そしゃく機能障害」1．4％の順です。「内部障害」の人は他の障害に比べて大きく増加しており、平成28年度末までの 5 年間で 50,902 人から 58,525 人へと 15.0％増加しました。

身体障害者手帳所持者数の推移（障害部位別）

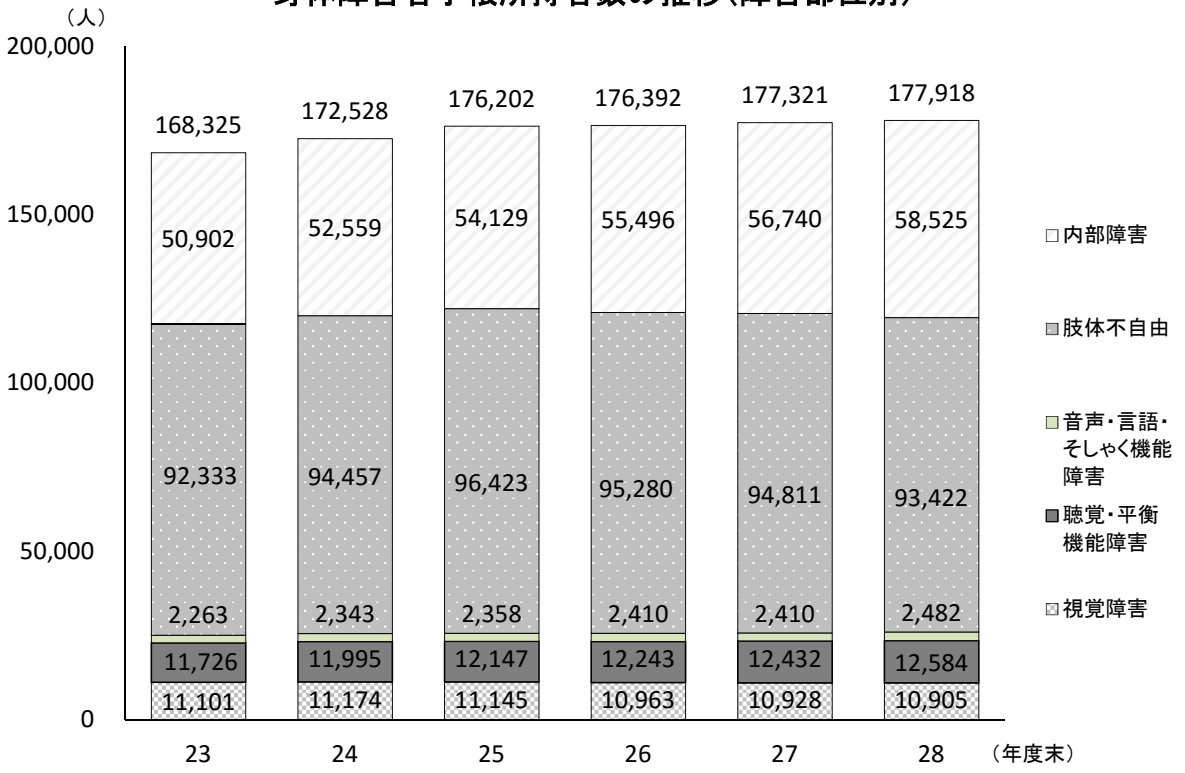

資料：障害者福祉推進課調べ

年齢階層別に見ると、65 歳以上の人の割合が、平成 23 年度末の 63.8%から平成 28 年度末の 69.5%へと大きく増加しています。65 歳未満の障害のある人の数は横ばい傾向であるのに対して、65 歳以上の障害のある人は人数、割合ともに増加しています。

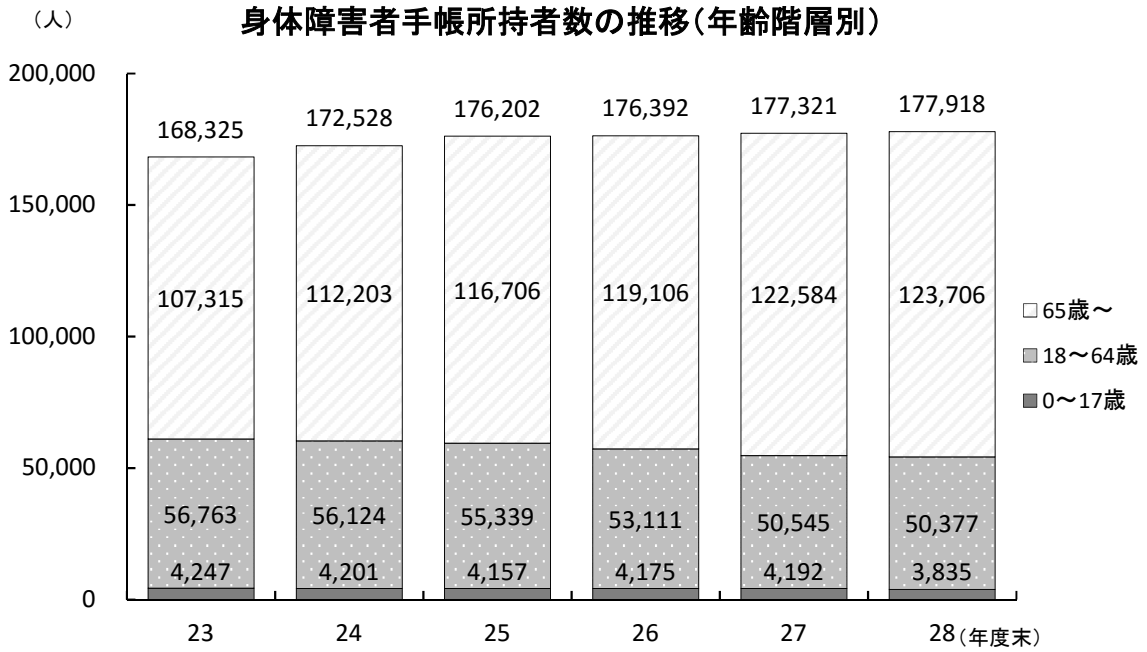

資料：障害者福祉推進課調べ

また、障害程度別に見ると、重度（1級、2級）の障害のある人の割合が一番多く、平成 28 年度末時点で、51.1%となっています。次いで、中度（3 級、4 級）の人が 38.9%、軽度（5 級、6 級）が 10.0%となっており、この割合は 23 年度末からほぼ変わりありません。

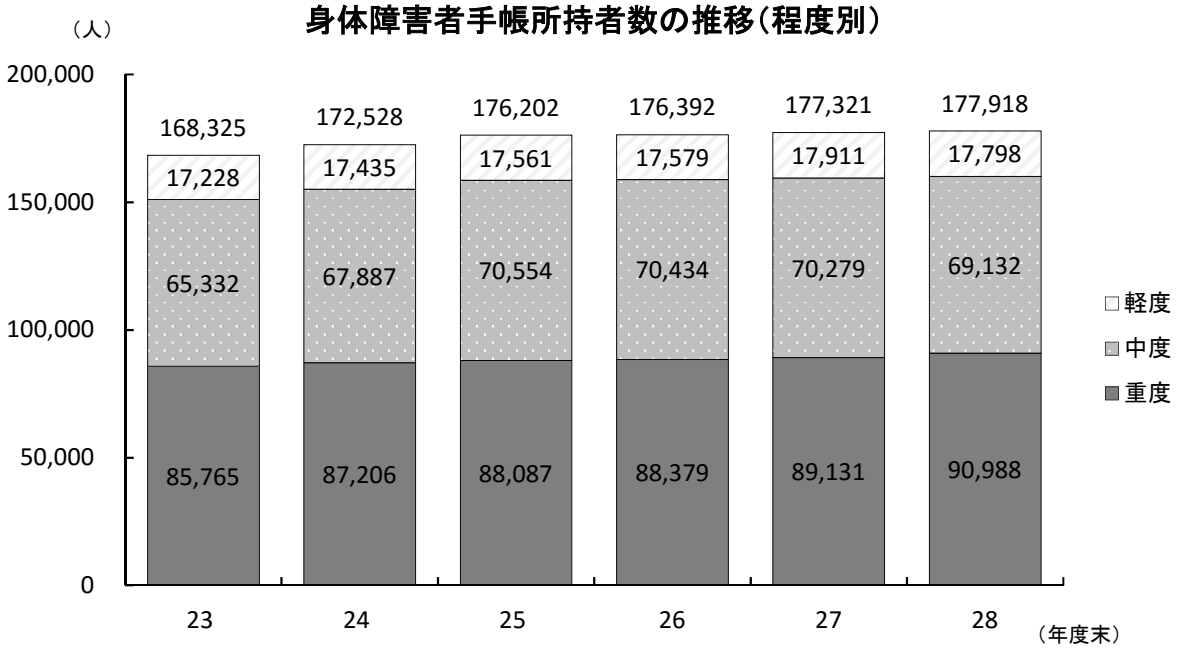

資料：障害者福祉推進課調べ

障害部位別の障害程度の傾向では、重度の障害のある人において、内部障害の増加が顕著です。

身体障害者手帳所持者の障害部位別の程度の推移

	重度	中度	軽度
視覚障害	7,201	1,629	2,271
	7,343	1,404	2,158
	(+2.0%)	(−13.8%)	(−5.0%)
聴覚･平衡機能障害	4,060	3,680	3,986
	4,078	4,088	4,418
	(+0.4%)	(+11.1%)	(+10.8%)
音声・言語・そしゃく機能障害	247	2,016	
	278	2,204	
	(+12.6%)	(+9.3%)	
肢体不自由	42,751	38,611	10,971
	40,825	41,375	11,222
	(−4.5%)	(+7.2%)	(+2.3%)
内部障害	31,506	19,396	
	38,464	20,061	
	(+22.1%)	(+3.4%)	

上段：平成 23 年度
中段：平成 28 年度
下段：増減率

資料：障害者福祉推進課調べ

18 歳未満では重度の障害のある人の割合が平成 28 年度末で 67.5%を占め、他の年代と比べると重度の障害が極めて多い状態が続いています。18 歳から 64 歳では重度の障害のある人の割合は 55.1%であり、65 歳以上では 49.0%となっています。

年齢階層別に見た身体障害者手帳所持者の程度の割合（平成28年度）

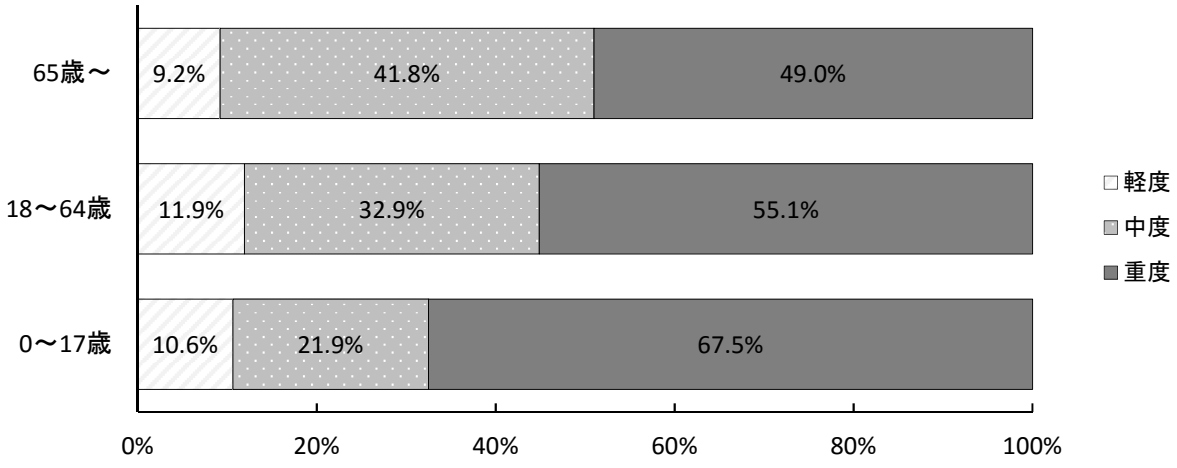

資料：障害者福祉推進課調べ

（２）知的障害のある人

県内で療育手帳を持つ人は、平成 28 年度末現在で 39,960 人です。平成 23 年度末の 32,560 人と比べると、この 5 年間で 7,400 人、22.7%増加しています。

その中でも軽度の障害のある人の増加が著しく、平成 23 年度の 10,385 人から平成 28 年度の 14,411 人へと、4,026 人、38.8%増加しています。

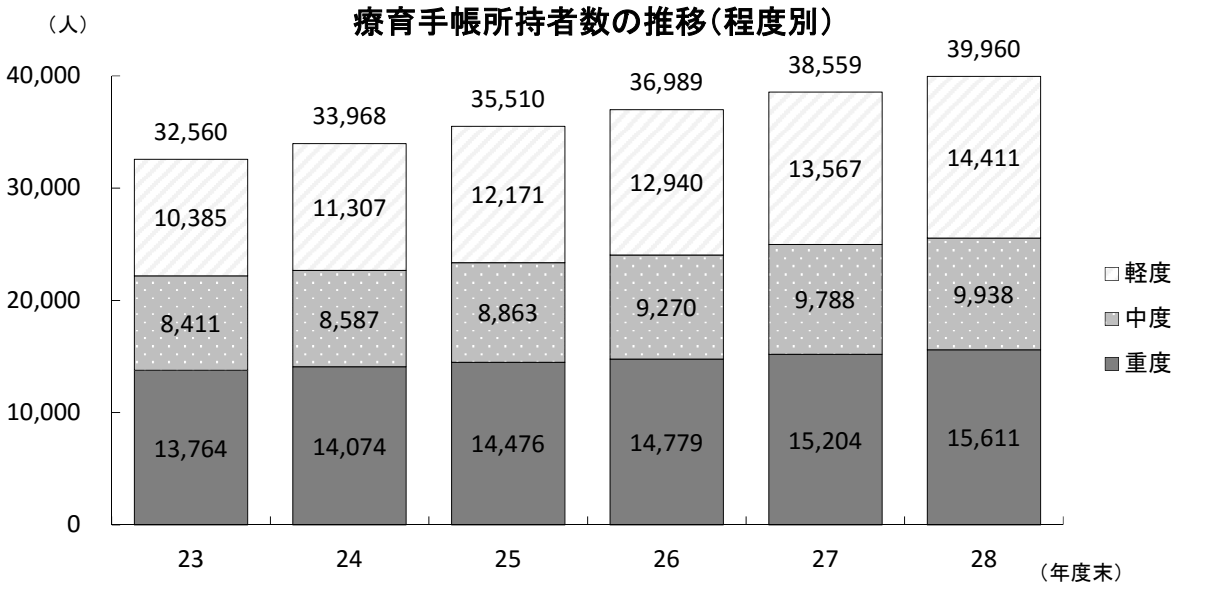

資料：障害者福祉推進課調べ

また、年齢階層別に見ると、18 歳以上の人の占める割合は、23 年度末の 69.0%に対し、28 年度末は 70.7%と若干増加しています。

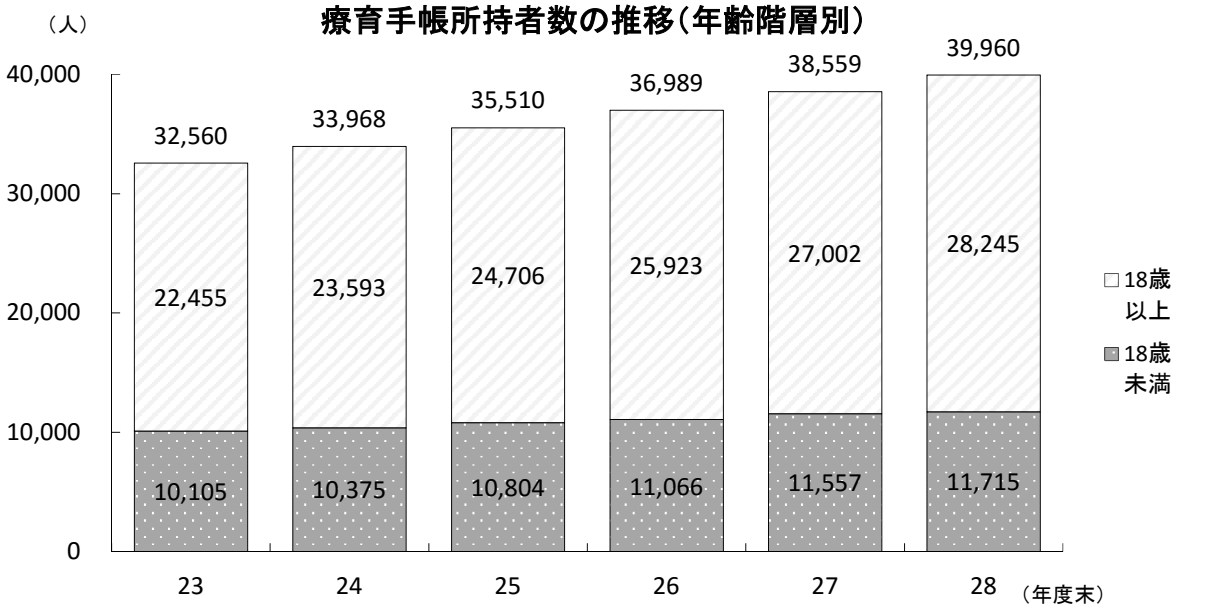

資料：障害者福祉推進課調べ

なお、18 歳未満の内訳では、近年、軽度の障害の割合が増加しており、平成 23 年度末に 44.5%であったものが、平成 28 年度末には 50.2%まで増加しています。

年齢階層別に見た療育手帳所持者の程度の割合（平成23年度末）

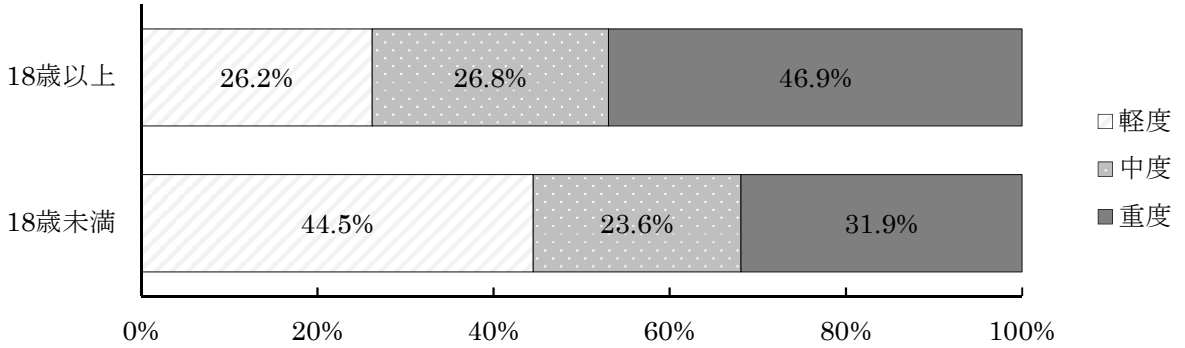

注：端数処理の関係で、各項目の構成比の合計が 100%にならないことがあります。

年齢階層別に見た療育手帳所持者の程度の割合（平成28年度末）

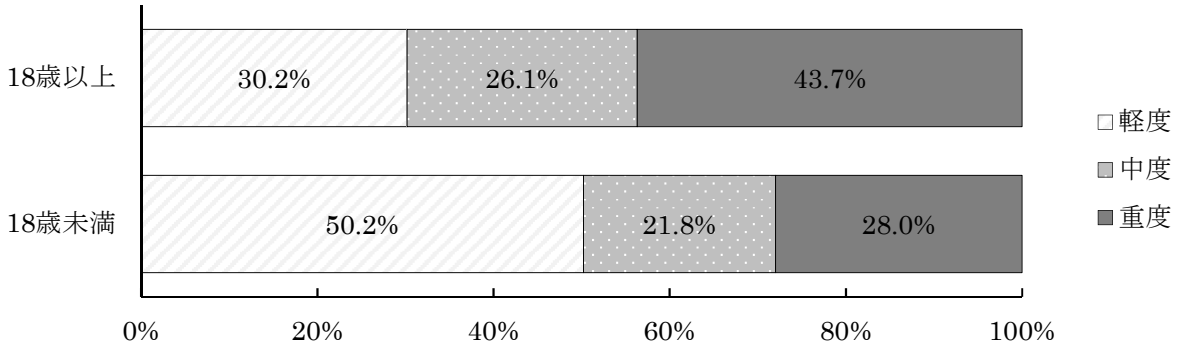

資料：障害者福祉推進課調べ

（３）精神障害のある人

県内で精神障害者保健福祉手帳を持つ人は、平成 28 年度末現在で 40,518 人です。平成 23 年度末の 26,087 人と比べると、この 5 年間で 55.3%増加しています。程度別では 2 級の手帳を持つ人が最も多く、全体の 59.7%を占めています。また、増加率が一番大きいのは最も軽い 3 級の手帳を持つ人であり、次いで 2 級の手帳を持つ人となっています。

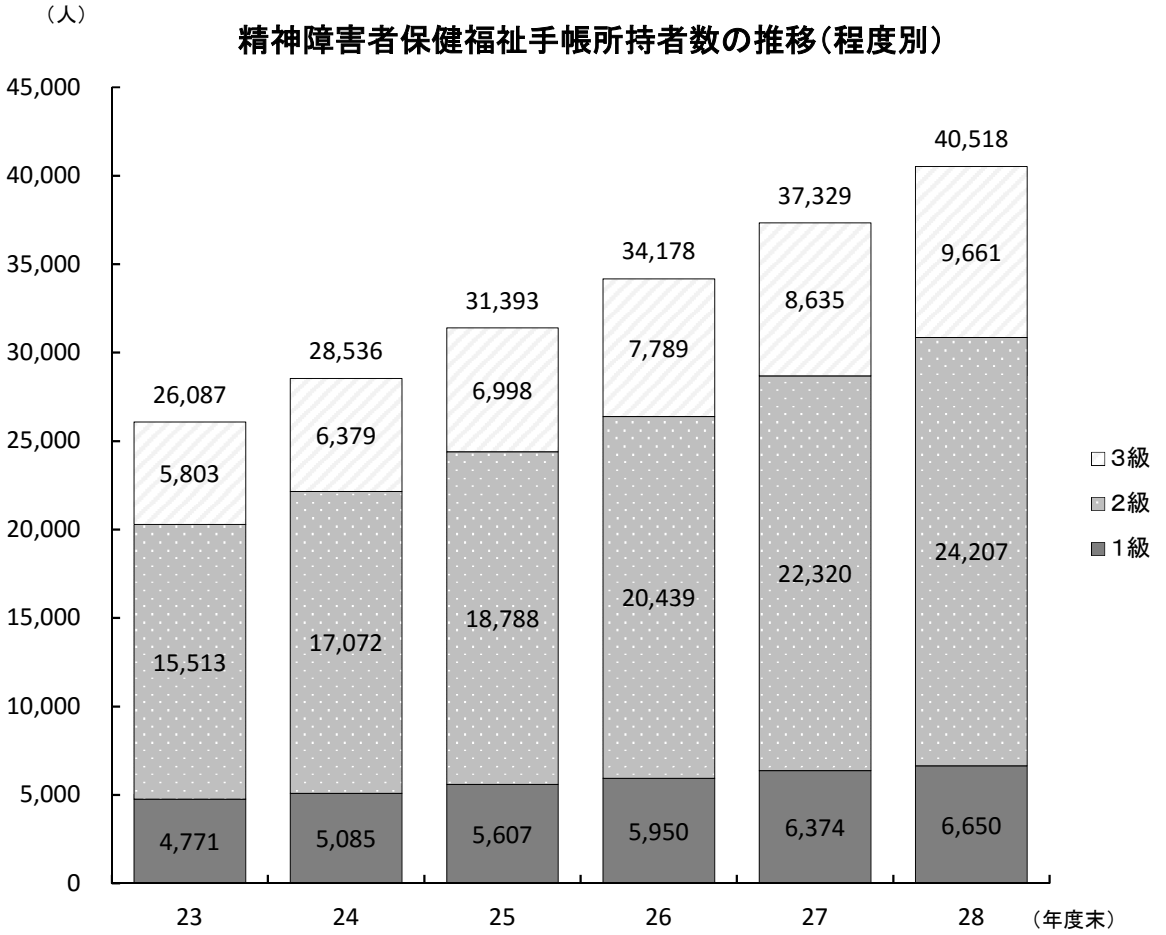

資料：障害者福祉推進課調べ

精神科医療の利用状況について見ると、平成 28 年度の精神科入院患者数は 10,437 人で、平成 23 年度の 11,265 人と比べ、若干減少しています。一方、自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数は、平成 23 年度の 64,103 人に対し、平成 28 年度は 81,333 人と、12.7％増加しています。

（人）　**精神科入院患者数と自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移**

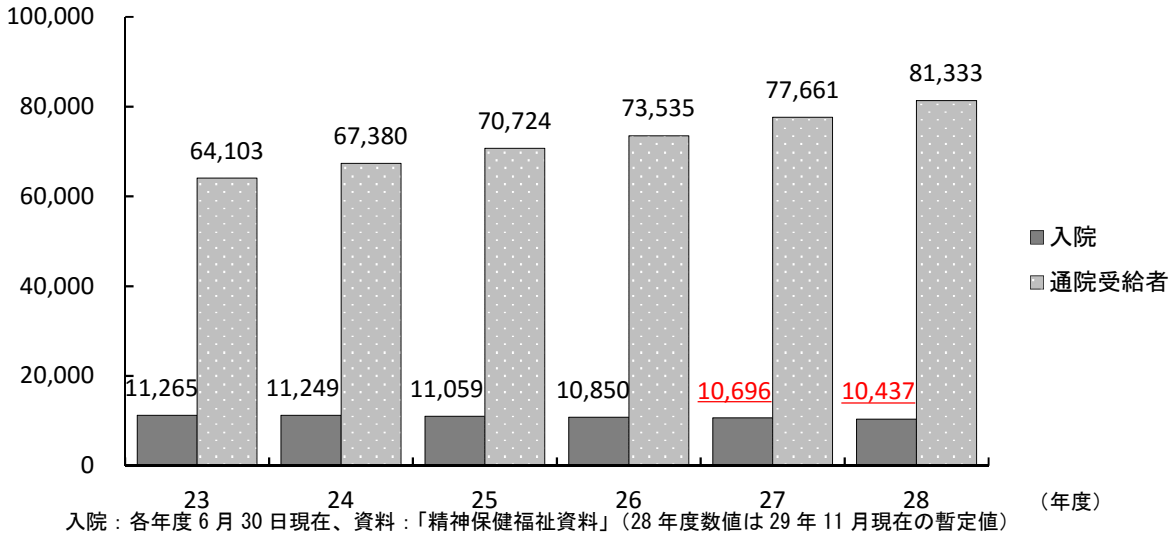

入院：各年度 6 月 30 日現在、資料：「精神保健福祉資料」（28 年度数値は 29 年 11 月現在の暫定値）

通院受給者：各年度の末日現在、資料：障害者福祉推進課調べ

精神科の病院に 1 年以上入院している人の数は、平成 28 年度は 7,143 人でした。平成 23 年度の 8,083 人と比べると 11.6％の減少です。また、平均在院日数についても、やや減少傾向にあります。

精神科病院における平均在院日数・一年以上入院者数の推移

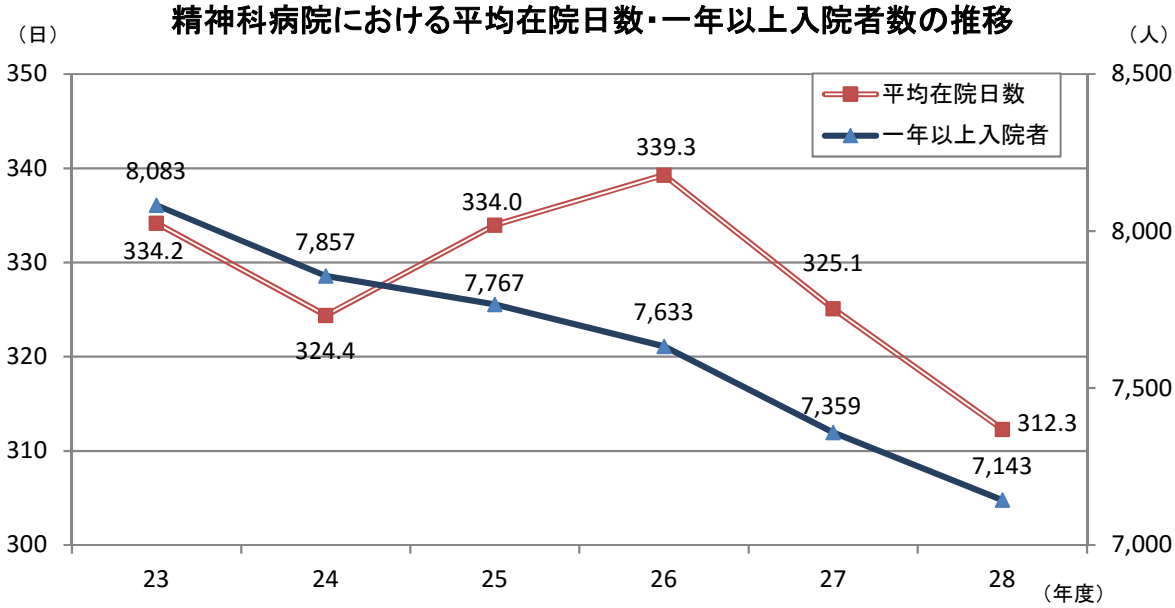

平均在院日数：各年 1 月 1 日～12 月 31 日の平均値、資料：「病院報告」

一年以上入院者：各年度 6 月 30 日現在、資料：「精神保健福祉資料」（28 年度数値は 29 年 11 月現在の暫定値）

２　さまざまな障害の状況

（１）発達障害

発達障害者支援法においては、発達障害の定義を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」としています。

このように発達障害には様々な種類がありますが、同じ種類の障害でも年齢や環境により目立つ症状が異なることや、逆に、別の種類の障害でも症状に重なり合う部分があること等から、障害の種類を明確に分けて診断することは難しいとされています。

障害の種類にかかわらず、発達障害において重要なのは、障害そのものを早期に発見し、本人が社会生活に困難を生じる前に適切な配慮・支援を行うことと言えますが、障害そのものを本人や家族が認識していない場合も多いと考えられます。

文部科学省が平成 24 年に学校教員を通じて行った調査では、公立の小中学校の通常学級に、発達障害の可能性のある児童生徒が約 6.5%いると推計しています。

なお、本県では平成 14 年 10 月に「千葉県発達障害者支援センター」を設置し、診断や手帳の有無を問わず発達障害のある人等に対して相談等の支援を行っています。平成 28 年度には 1,119 人に対して相談支援を行いました。

発達障害者支援センター相談支援人数

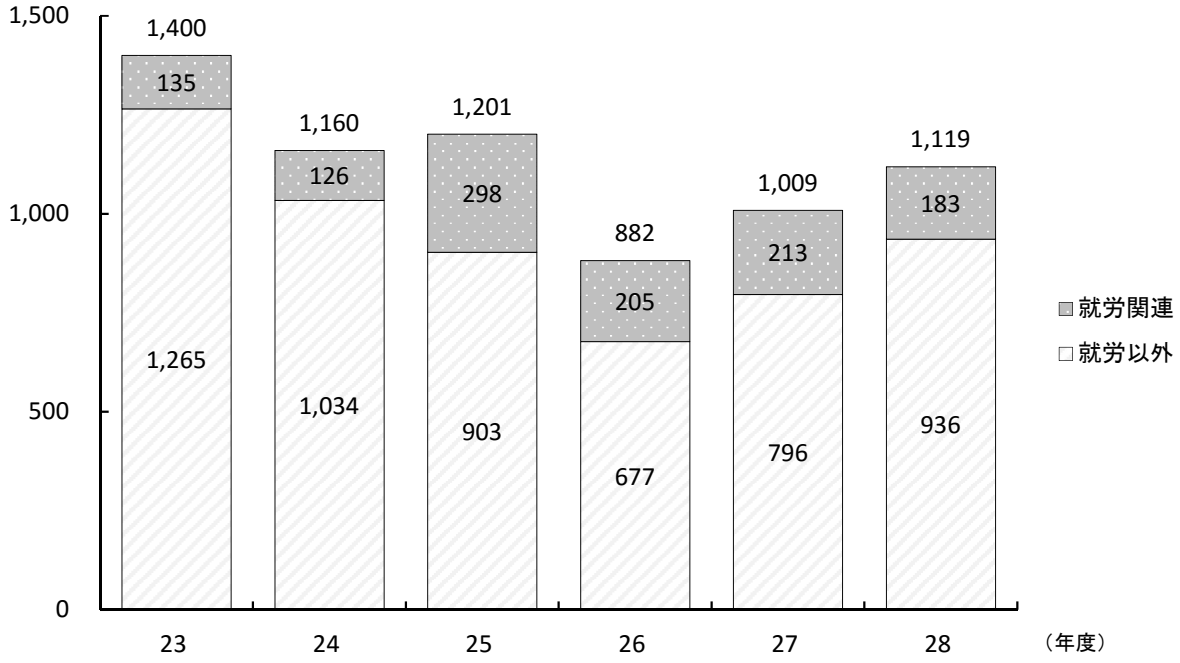

資料：障害福祉事業課調べ

（２）高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、脳卒中や交通事故等により脳に損傷を受けたことが原因で、言語・注意・記憶・遂行機能・社会的行動などに障害が生じ、社会生活への適応に困難を示している状態のことです。

この障害の特徴として、身体的な後遺症がない場合、外見から障害がわかりにくく、障害の内容や程度も様々であることがあげられます。また、身体障害や精神障害に分かれて判定されていることもあるため、高次脳機能障害のある人の人数や状態など、実態の把握は難しい状況です。

本県では、平成 18 年 4 月から、千葉県千葉リハビリテーションセンターほか 2 箇所において高次脳機能障害支援普及事業を実施し、高次脳機能障害やその関連障害がある人の相談・支援を行っています。平成 28 年度の相談件数は 8,838 件でした。平成 26 年度に集計方法の見直しによる件数の減少がありますが、これ以外の年度では毎年増加しています。

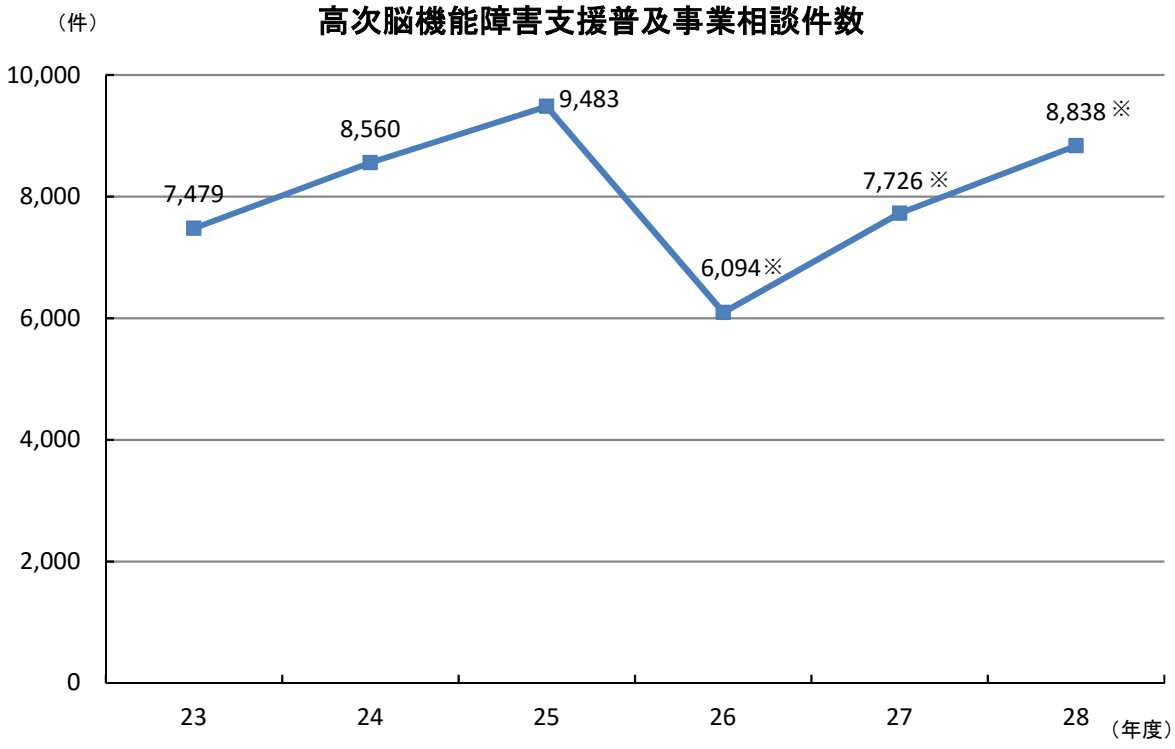

※26 年度以降は入院患者からの相談を除いた件数

資料：障害者福祉推進課調べ

（３）重症心身障害

発達期までに生じた重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持つ状態を重症心身障害といいます。

千葉県における重症心身障害児・者全体の人数の把握はありませんが、千葉県重症心身障害連絡協議会の調査結果では、県内の特別支援学校に在籍する重症心身障害児数は、平成27年時点で施設入所・在宅合わせて643 人であり、近年増加傾向にあります。また、この数字を人口割合にすると、6歳から 17 歳までの県民1万人当たり約9．6人に当たります。

さらに、全年齢人口における割合について、他府県市における調査ではありますが、人口1万人あたり約 3.4 人（平成 20 年第 1 回「愛知県医療審議会報告」）、約 4 人（平成 22 年「名古屋市重症心身障害児者施設整備検討会」報告書）といった調査結果があります。これらを、千葉県の平成 29 年 9 月現在の人口（約 626 万人）に当てはめると、千葉県における重症心身障害児・者数は約 2,100 人から 2,500 人となります。

（４）難病等

いわゆる難病とは、原因が不明で治療方針が確立しておらず、患者の生活面へ長期にわたり支障があるような病気です。難病と呼ばれる疾患は多岐にわたり、患者の年齢も幅広く、また、病状により入院している人から在宅で療養を続けている人まで様々です。

平成 25 年 4 月から施行された障害者総合支援法では、「制度の谷間」のない支援を提供する観点から、障害福祉サービス等の対象として身体障害・知的障害・精神障害の 3 つの障害のほかに、「難病等」が加えられました。

そして「難病等」に含まれる疾病の種類については、当初は 130 疾病であったものが、順次拡大され、平成 29 年 4 月 1 日現在では 358 疾病が対象となっています。

県内の難病等患者の正確な数を把握することは困難ですが、平成27年1月1日より施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」における指定難病※に該当して医療費助成を受けている人の数は、平成 28 年度時点で 44,853 人であり、受給者数は増加しています。

※難病のうち、国が定めた基準に該当し、医療費の助成対象となる疾病（平成29年4月1日現在330疾病）

特定医療費（指定難病）年次受給者数の推移

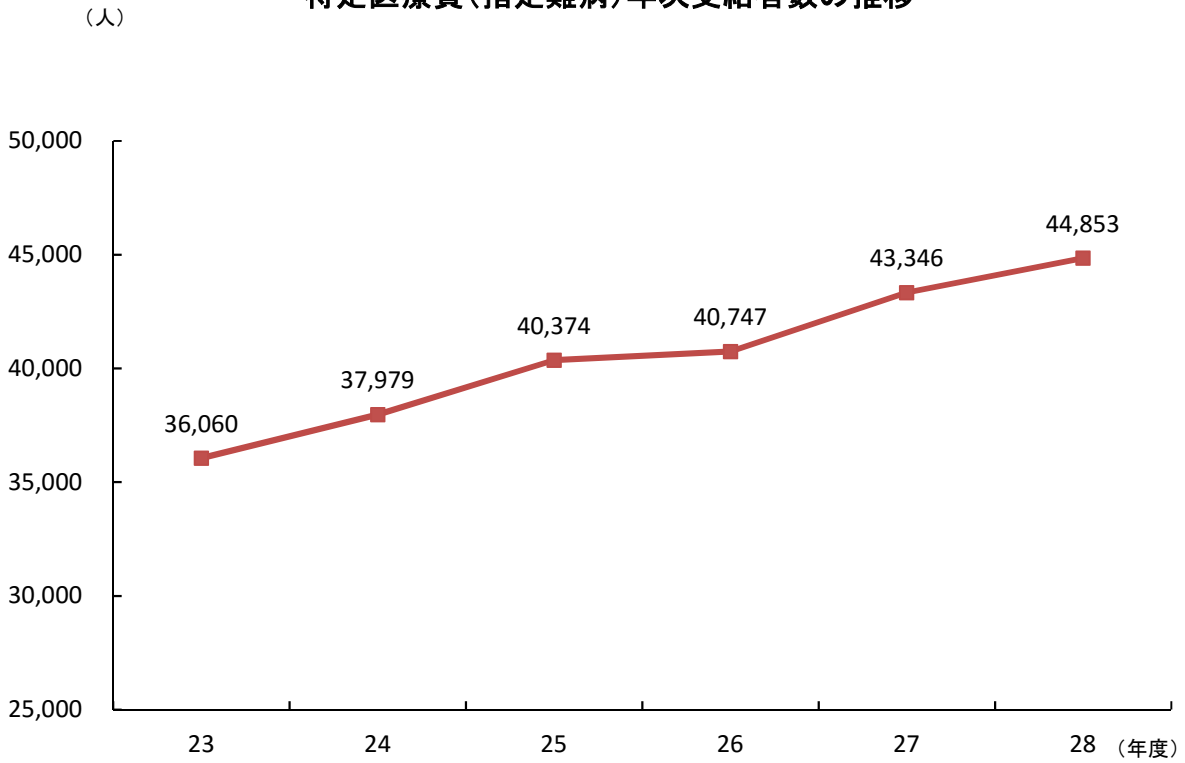

※平成26年度までは、特定疾患治療研究事業受給者数

資料：疾病対策課調べ

３　ライフステージごとの状況

（１）障害のある子どもへの特別支援教育

平成 18 年 6 月の学校教育法の改正（平成 19 年 4 月施行）により、障害のある児童生徒等の教育の充実を図り、児童生徒等の障害の重度・重複化に対応した適切な教育を行うことができるよう、従前の盲・ろう・養護学校が障害種別を超えた特別支援学校に移行するとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対して、障害による学習又は生活上の困難を克服するための教育を行うなど、特別支援教育を実施する規定が設けられました。

このような状況の中、県内の公立小・中学校に設置された特別支援学級や通級指導教室の児童生徒数は大きく増加しています。まず、公立小中学校の特別支援学級児童生徒数について、平成 23 年度には小学校 4,857 人・中学校 2,146 人・合計 7,003 人であったのに対し、平成 28 年度は小学校 6,576 人・中学校 2,847 人・合計 9,423 人と、34.6％の増加となっています。また、公立小中学校の通級指導教室児童生徒数については、平成 23 年度の 2,821 人から 28 年度は 5,153 人と、82.7％の増加となっています。

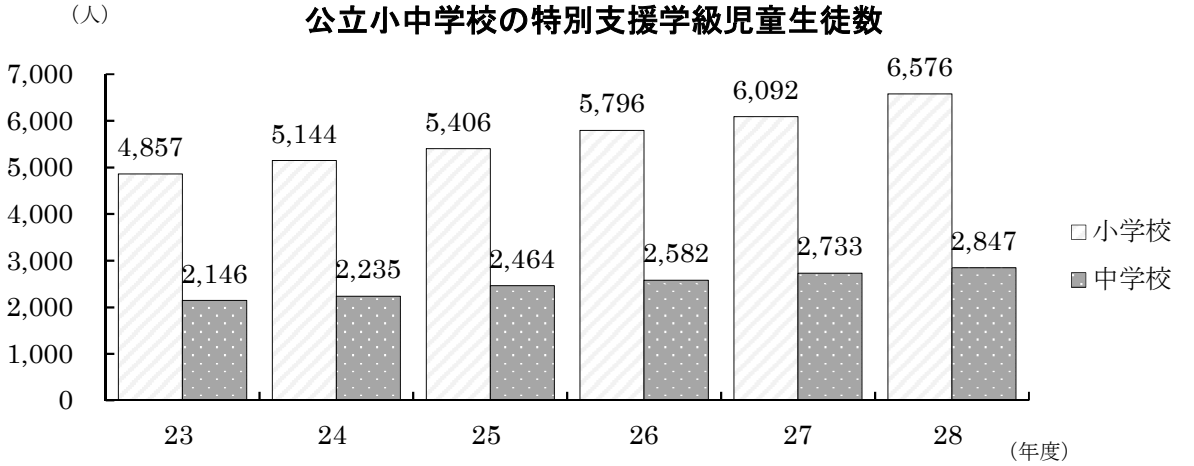

資料：教育庁特別支援教育課「千葉県の特別支援教育」

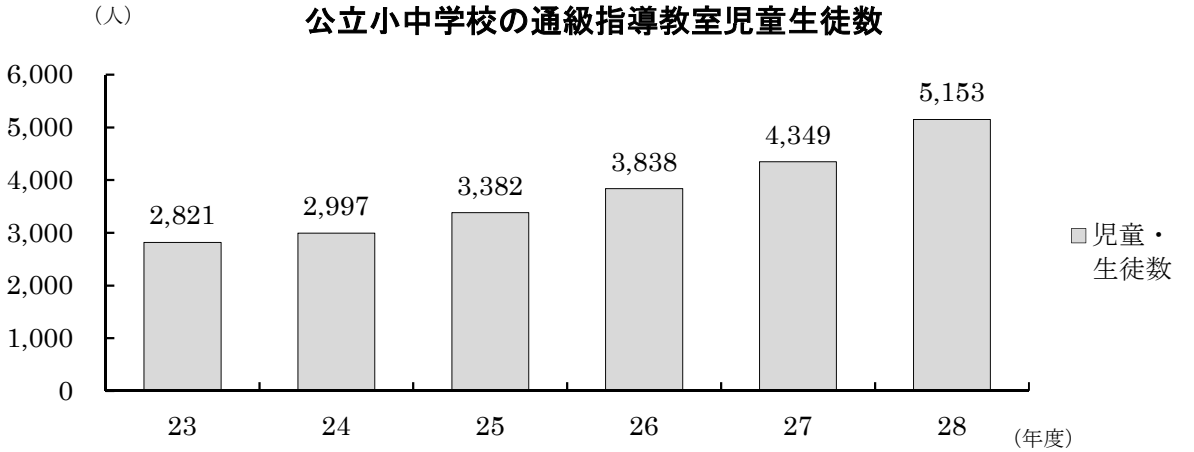

資料：教育庁特別支援教育課「千葉県の特別支援教育」

さらに、特別支援学校においても幼児児童生徒数が増加しており、公立特別支援学校の幼児児童生徒数は平成 23 年の 5,507 人から平成 28 年度の 6,321 人へと 14.8%増加しています。なお、障害別の内訳で見ると、知的障害のある児童生徒数の増加が大きく、また、学部別の内訳で見ると高等部の生徒数の増加が大きくなっています。

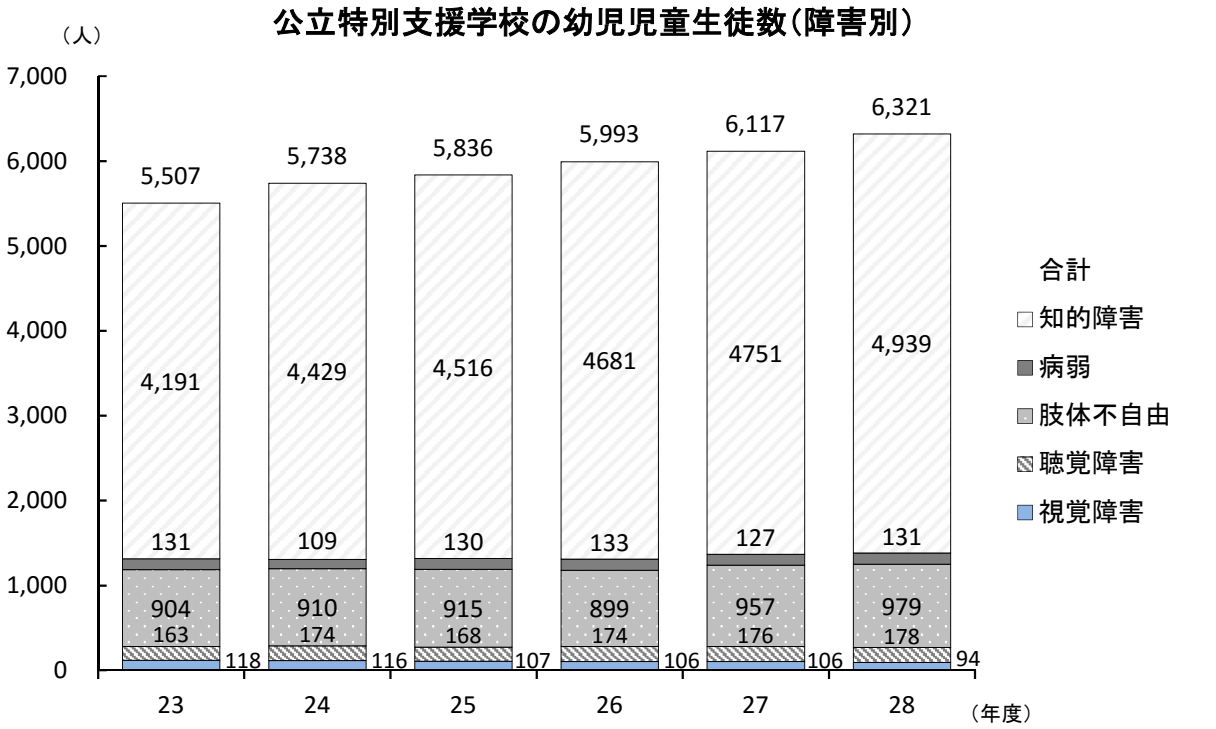

資料：教育庁特別支援教育課「千葉県の特別支援教育」

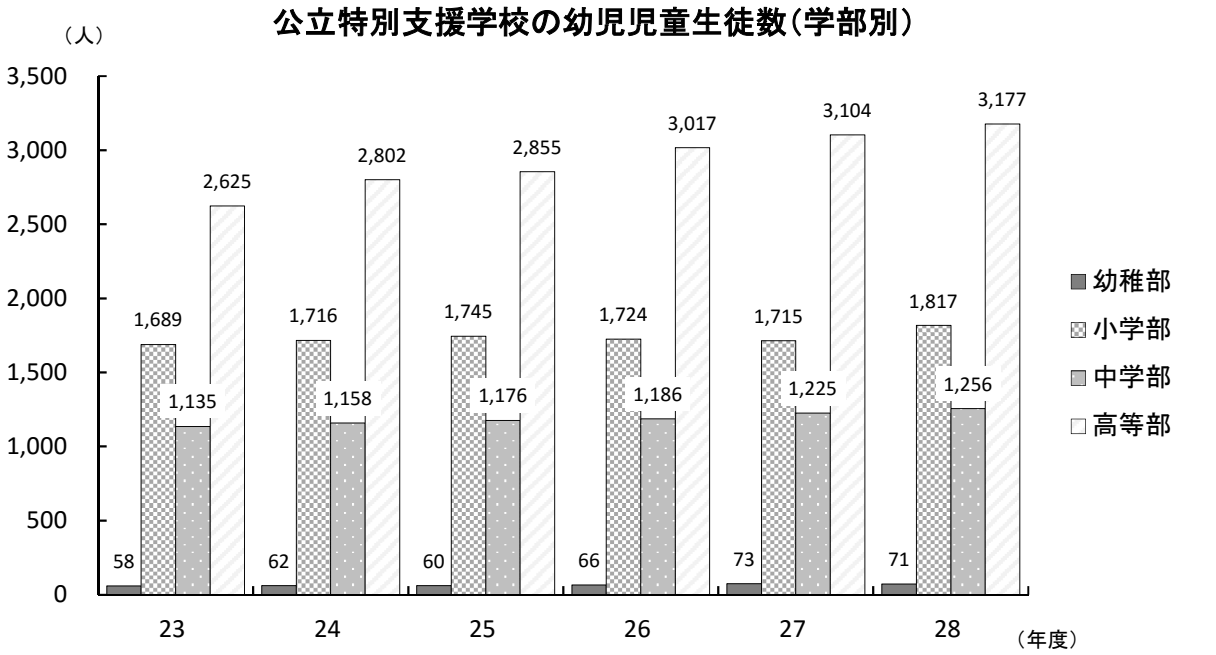

資料：教育庁特別支援教育課「千葉県の特別支援教育」

（２）障害のある人の就職数、工賃の推移

障害のある人が地域において生活するために、その経済的自立は重要な課題です。

県内のハローワークにおける障害のある人の新規求職申込件数は毎年増加しており、平成 28 年度には 7,888 件の申込みがありました。これは、平成 23 年の 5,936 件と比較して 32.9％の増加となります。なお、特に精神障害のある人の増加が目立ちます。

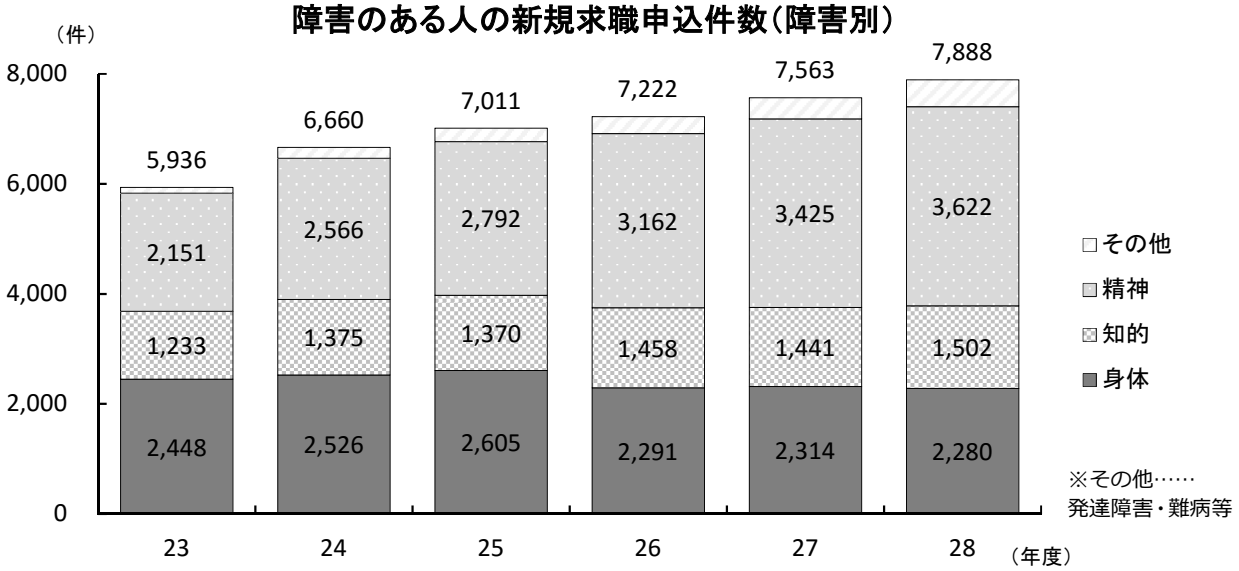

資料：千葉労働局職業案安定部「障害者の職業紹介状況等」

実際の就職件数は求職申込件数以上に増加しており、県内のハローワークにおける障害のある人の平成 28 年度の就職件数は 3,160 件でした。これは平成 23 年度の 1,922 件と比較して 64.4％の増加になります。特に精神障害のある人、知的障害のある人の就職件数が大きく伸びています。

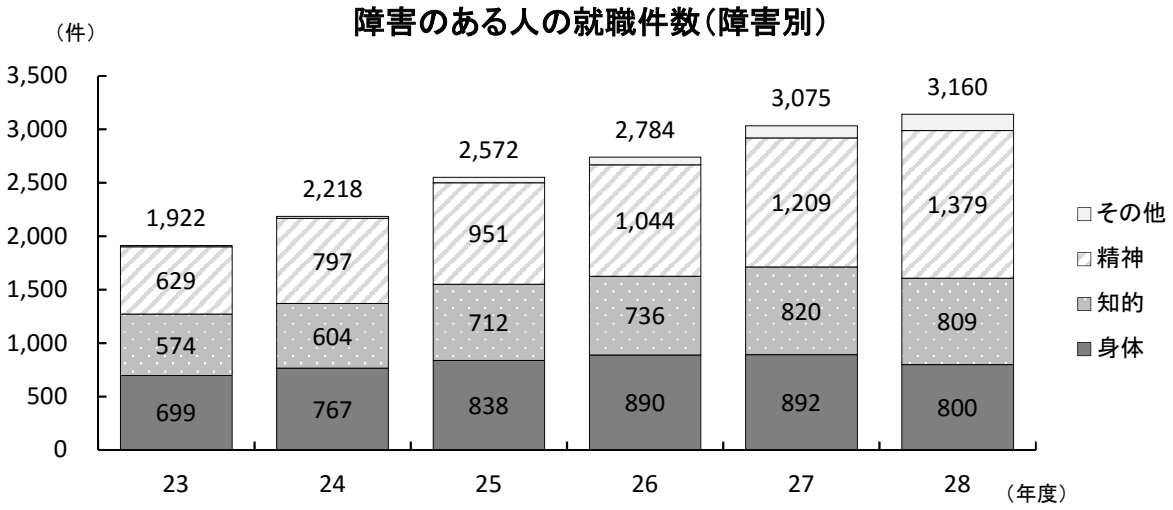

資料：千葉労働局職業安定部「障害者の職業紹介状況等」

さらに、県内の特別支援学校高等部の卒業生における就職希望者の人数も増加傾向にあり、希望者の多くが就職しています。

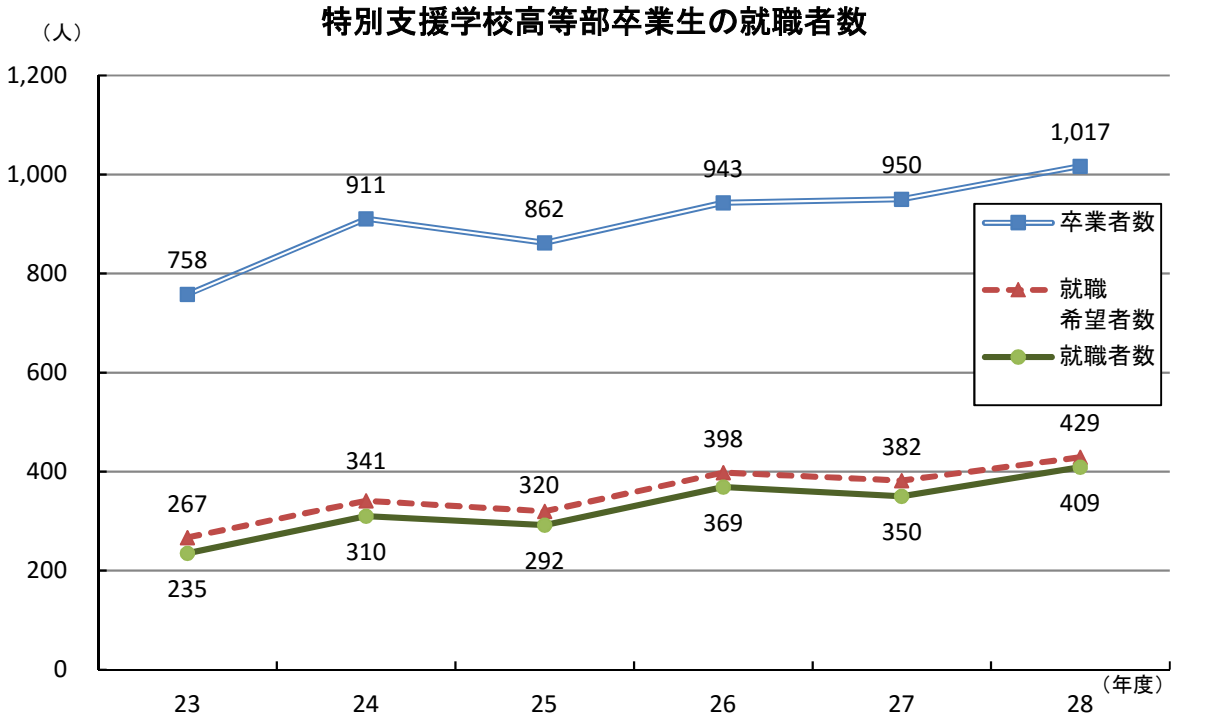

資料：教育庁特別支援教育課調べ

一方、福祉就労における工賃について見ると、県内の平成 28 年度の就労継続支援B型の工賃実績は、月額 13,769 円でした。これは、平成 23 年度の 11,996 円と比べると 14.8%の増加であり、着実に伸びていますが、全国平均よりは低い状態となっています。

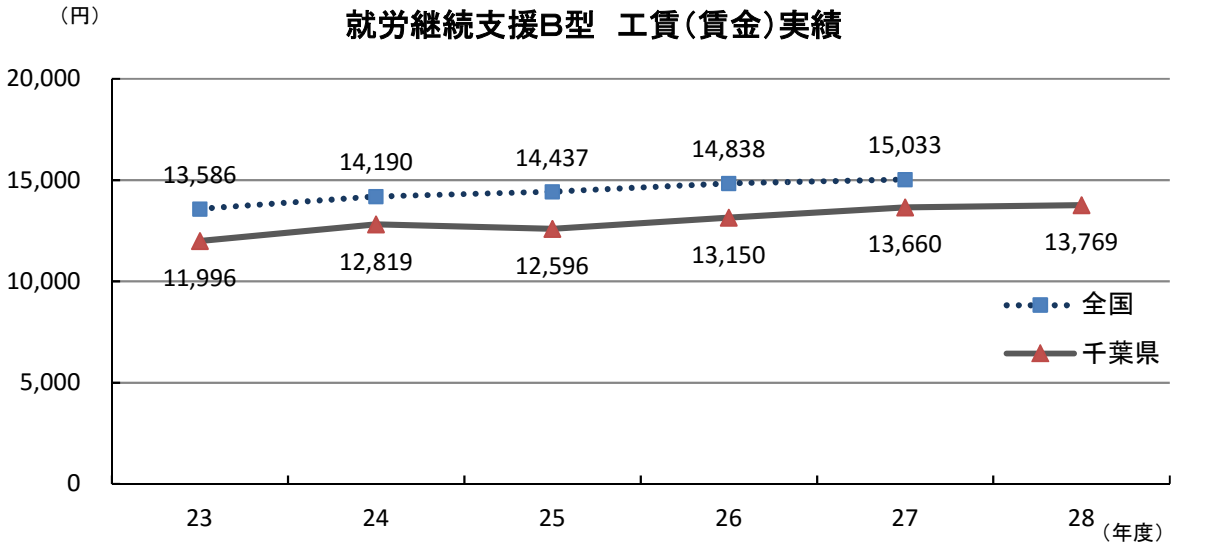

資料：厚生労働省／県障害福祉事業課調べ